

社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業について功労のあったもの及び社会福祉活動に関し功績顕著なものに対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、牧之原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長がこれを行い、表彰状又は感謝状と記念品を贈る。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、牧之原市社会福祉大会で行う。ただし、必要があるときは適当な時間に行うことができる。

(表彰の対象)

第4条 表彰は、次の各号に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 民生委員児童委員、保護司として各5年以上在職し、功労顕著である者
- (2) 社会福祉施設（里親含む）及び会社福祉関係団体の役員又は施設長として5年以上、若しくは従事者として7年以上社会福祉事業に勤続し、功労顕著である者
- (3) 本会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員として5年以上在職し、功労顕著である者
- (4) 本会の職員として7年以上勤続し功労顕著である者
- (5) 市内又は地区で社会福祉活動を積極的に行い、功労顕著である者
- (6) 身体障害者、母子・父子世帯などの自力更生者で、他の模範となる者
- (7) 重度心身障害児（者）又はねたきり高齢者等を、在宅で介護している者であって、他の模範となる者
- (8) 青少年で家庭や地域において、徳行又はボランティア活動を積極的に行い、他の模範となる者または団体
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ボランティア活動又は経済的方法等で社会福祉事業で社会福祉事業に積極的に援助協力を行い、その進展に寄与した者又は団体、事業所等
- (10) その他社会福祉事業の功労者として表彰することが適当であると会長が認めた者

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年9月1日から適用する。